

東日本大震災の避難者の方々へ

金沢弁護士会ニュース

弁護士による避難者の方々ための無料法律相談 お気軽にご相談下さい！

受付時間 平日 9:00～16:30

076-221-0242(金沢弁護士会)

※受付後担当弁護士が24時間以内に折り返し御連絡を差し上げます。

**一定の要件を満たした方は平成23年11月30日まで相続放棄等の手続きを
することができます。詳しくは上記の相談でご確認下さい。**

ご家族を亡くされた方への支援制度

○災害弔慰金

災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の方が亡くなった場合、最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。

支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母であり、具体的な金額は市町村が決定します。

支給を求める窓口も市町村です。

○亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった

ほとんどの金融機関では、住宅ローンを組むときに、「団体信用生命保険」という保険への加入を義務付けています。住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなる場合があります。住宅ローンの契約先に確認してみてください。

○生命保険

今回の震災により、生命保険をかけていた方が亡くなった場合、ほとんどの生命保険会社は保険金を支払うことを決定しています。保険会社に確認して下さい。

保険会社が分からない場合は、生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」に確認してみてください。

0120-001-731 (月～金の午前9時～午後5時)

○労災保険

震災が起きた際に工作中だった、あるいは通勤中だった方で被害にあわれた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。

お近くの、労働基準監督署、労働局に確認してみてください。

その他の色々な支援制度

○被災者生活再建支援制度

災害により、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する制度です。二つの支援金が支給されます（震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金

全壊 100万円 大規模半壊 50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金

建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることになります。

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後建設により、合計して200万円になるまで支給されます。

住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯が対象になります。「全壊等」とは、住宅が全壊した場合だけではなく、住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる場合を含みます。

申請先は市町村です。申請期間は、基礎支援金が災害発生日から13ヶ月以内、加算支援金が災害発生日から37ヶ月以内です。

○義援金

国や都道府県、市町村に寄せられた義援金の配分が始まっています。

金額（第1次配分）

死亡者・行方不明者1人あたり 35万円～

住家が全壊・全焼した世帯1世帯当たり 40万円～

住家が半壊・半焼した世帯1世帯当たり 20万円～

福島第1原発から30km圏内または計画的避難区域内の世帯 40万円。窓口は市町村です。

○災害障害見舞金

災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大で125万円を支給する制度です。重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両腕の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等の場合を言います。窓口は市町村です。

被災者の方も生活保護を受けることができます

病気や障がいのある方はもちろん、健康に問題がない失業中の方でも、年金や仕事の収入のある方でも、その世帯の収入と資産が一定の基準以下であれば、収入との差額の保護費を受け取れます。

厚生労働省は、被災者の方については柔軟に対応するよう通知を出しており、自動車や土地・建物があっても生活保護が受けられる可能性があります。

生活保護の利用が認められると、生活費・住宅費のほか、医療費や介護サービス費が無料となり、小中高の学費の一部なども支給されます。生活保護を既に利用している方が義援金や法律に基づく給付金を受けた場合や、義援金等を受け取った後に生活保護の申請をする場合でも、「自立更生計画書」を書いて出せば、世帯の自立更生に必要な額はそのまま持つておくことができます。

原発事故により被害を受けた方へ ～原子力損害賠償紛争解決センターについて～

Q1 原子力損害賠償紛争解決センターとは何ですか？

A1 今般の東京電力の福島第一、第二原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置された公的な紛争解決機関です。紛争解決センターは、被害者の申立てにより、弁護士等の仲介委員らが原子力損害賠償に係る紛争について和解の仲介手続を行い紛争の解決を目指します。

Q2 紛争解決センターで解決できる紛争にはどのようなものがありますか？

A2 今回は東京電力に対する原子力事故に基づく損害賠償に関する紛争が対象となりますので、東京電力以外の者との間の紛争や東京電力に対するものであっても原子力事故に基づく損害賠償以外の請求は取り扱うことはできません。

Q3 紛争解決センターでは必ず紛争が解決できるのですか？

A3 紛争解決センターは、和解の仲介手続ですので、当事者間で合意が成立しなければ手続は終了し、別途、訴訟等の裁判手続を利用するなどして紛争解決を検討することになります。

Q4 紛争解決センターでの紛争解決手続の特徴は何ですか？

A4 紛争解決センターは、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を基準として「円滑」「迅速」「安価」「秘密」「適切かつ公平」に紛争の解決を図ることが特徴としてあげられます。

Q5 紛争解決センターに申立てをしたいのですが、どのようにすればよいのですか？

A5 申立書に必要事項を記載の上、必要書類を添付して、紛争解決センター東京事務所宛にご郵送下さい。和解仲介手続の開催場所は、現在のところ、原則として紛争解決センターの東京事務所又は福島事務所になります。

なお、申立書は、各紛争解決センター事務所に備え付けてあります。同センターのホームページからダウンロードもできます。今後は、申立書用紙や記載例については、被災地の県庁、市役所、避難所、弁護士会等にも備え付ける予定とのことです。

Q6 申立ての際、申立書の他に何か書類を用意する必要がありますか？

A6 損害額算定等のために必要な証拠書類(例、契約書、納品書、領収書、税務申告書類、決算書類等)の写しや申立をする方が法人の場合は会社登記簿謄本等の代表者の資格を証明する書面を提出する必要があります。詳しくは、原子力損害賠償紛争解決センターのホームページをご覧頂くか、弁護士にご相談下さい。

なお、将来の補償をできる限り受けられるように記録をつけることが有益であると思われます。金沢弁護士会では、記録をつけるための「被災者ノート」を無料でお配りしていますので、ご希望の方は金沢弁護士会までご連絡下さい。

東京電力からの請求書類にはご注意を！！

東京電力から原発事故被害者に向けて、原子力損害賠償の請求書類の一式が届き始めました。この請求書を東京電力に返送する方法でも損害賠償を請求できますが、慎重に記入しないと後から請求ができなくなるおそれがあります。少しでも疑問、不安な点がありましたら、弁護士に相談しながら一番よい解決手段をご検討されることをお勧めします(詳しくは添付の日本弁護士連合会の案内もご覧下さい。)

なお、「合意書」には「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」との記載がありましたが、10月11日に削除されたと発表されました。日本弁護士連合会の案内はこの発表以前に作成されたものです。